

通達甲（生．総．企１）第１号

平成 2 9 年 6 月 9 日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

ストーカー行為等の規制等に関する法律等の運用について

このたび、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 1 2 年法律第 8 1 号。以下「法」という。）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成 1 2 年政令第 4 6 7 号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成 1 2 年国家公安委員会規則第 1 8 号。以下「施行規則」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成 1 2 年国家公安委員会規則第 1 9 号。以下「意見の聴取規則」という。）について、適正かつ効果的な運用を図るために統一的運用解釈を定め、平成 2 9 年 6 月 1 4 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

おって、ストーカー行為等の規制等に関する法律等の運用について（平成 1 2 年 1 1 月 1 7 日通達甲（生．総．企）第 7 号）は、廃止する。

記

第 1 ストーカー行為等に係る相談の受理

1 相談の受理

- (1) 職員は、ストーカー行為等に係る相談（以下「相談」という。）を受理した場合は、事案の内容、経過等必要な事項について所属長に速報するとともに、人身安全関連事案事態対処チーム（以下「事態対処チーム」という。）に速報するものとする。この場合において、所属長は、事態対処チームからの指導及び助言を得つつ、対処方針及び対処態勢を決定するものとする。
- (2) 相談を受理した職員は、速報した後、警視庁生活安全相談取扱要綱（平成 1 2 年 3 月 1 6 日通達甲（生．総．家相）第 3 号）に定めるところにより、その相談の内容、経過、措置等を生活安全業務管理システム（生活安全相談、行方不明者、災害行方不明者及び災害身元不明者、被保護者、児童虐待及び要保護児童、少年非行防止及び少年事件に関する情報を一元的に管理するシステムをいう。以下「生活安全システム」という。）に登録し

て、同要綱別記様式第1号の「生活安全相談処理簿」を作成した上、所属長に報告するものとする。

- (3) 警察署において相談を受理する場合であって、事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるときは、生活安全担当課の課員（東京空港警察署及び島部警察署にあっては生活安全を担当する係員。以下「生安課員」という。）及び刑事担当課又は組織犯罪対策担当課（以下「刑組担当課」という。）の課員（東京空港警察署及び島部警察署にあっては刑事又は組織犯罪対策を担当する係員。以下「刑組担当課員」という。）がともに聴取するものとする。
- (4) 警察署長（以下「署長」という。）は、相談について行政措置又は事件捜査が必要と認めた場合は、生安課員に対し、必要な指示を行い、適正に対処するものとする。この場合において、刑組担当課の事件としての対応が必要と認めたときは、刑組担当課員に対しても、事案の対処に当たらせるものとする。

2 相談の受理に当たっての留意事項

- (1) 人権を尊重し、厳正公平かつ親切丁寧に対応するとともに、迅速かつ的確な措置を講ずるものとする。
- (2) 相談については、迅速に対応し、相談の受理を引き延ばすことのないようにするものとする。
- (3) 相談者に対して警告、援助の措置等の趣旨及び内容についての説明を行うとともに、意思の疎通を十分に図るものとする。
- (4) 相談の内容から判断して、他の公的機関、民間団体等（以下「公的機関等」という。）において対応した方が適当と認められるものについては、速やかに当該公的機関等に連絡の上、確実に引き継ぐものとする。

3 相談への対応

相談を受理した警察署においては、その管轄にかかわらず、次の初動措置を講ずるものとする。

- (1) 相談者又はその親族、関係者等（以下「相談者等」という。）に対する保護、身辺警戒等
- (2) 法第3条の規定に違反する行為（以下「法第3条違反行為」という。）をした者に対する事情聴取、口頭警告その他必要な調査等
- (3) 関係者等に対する事情聴取等
- (4) その他必要と認められる措置

4 相談の引継ぎ

- (1) 所属長は、他の所属長に相談を引き継ぐ必要があると認めた場合は、事態対処チームに連絡し、調整を受け、生活安全システムにより、引継ぎを行うものとする。
- (2) 前（１）の場合で、警察署に引き継ぐときは、事態対処チームは、相談者等の意思、安全確保、事後の調査・捜査の効率的遂行、法第３条違反行為をした者の特性等を踏まえ、相談者等の保護に最も資する観点から、当該相談を引き継ぐべき署長について調整を行うものとする。
- (3) 前（２）の調整の結果、当該相談について道府県の警察署に相談を引き継ぐこととなった場合は、事態対処チームに連絡した上、生活安全相談処理簿の写し等により、当該相談を引き継ぐものとする。
- (4) 相談の対応をする警察署以外にも、相談者等の身辺、居所等の警戒その他の被害の発生防止のための対策（以下「保護対策」という。）を実施する必要がある警察署が存在する場合には、生活安全システムに必要な登録を実施するとともに電話連絡を行い、相談内容の共有を図るものとする。この場合において、保護対策を実施する警察署が道府県の警察署であるときは、事態対処チームに報告するものとする。
- (5) 前（４）の電話連絡を受けた警察署において、当該電話連絡に係る事案の担当者は、署長に報告する等情報共有を図るものとする。
- (6) 前記（４）の規定による報告を受けた事態対処チームは、生活安全相談処理簿の写し等を当該道府県警察本部に送付した上、情報の共有を図るものとする。
- (7) 道府県警察本部長又は道府県の署長が受理した相談について、当庁の警察署において保護対策を実施する必要がある場合は、事態対処チームを経由して、当該相談事案に係る資料の送付等の必要な連絡が行われることから、当該相談事案に係る担当者は、署長に報告する等情報共有を図るものとする。

5 報告

所属長は、相談の受理、処理結果等について、生活安全システムにより、生活安全部長（人身安全対策課経由。以下同じ。）に報告するものとする。

第２ 警告（法第４条関係）

1 警告の申出の受理等

(1) 警告の申出の受理

ア 警告の申出は、次に掲げる者が受理するものとする。

(ア) 当該申出人の住所地若しくは居所を管轄する警察署（以下「申出人関連警察署」と

いう。)、法第3条違反行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)を管轄する警察署(以下「行為者関連警察署」という。)又は当該行為が行われた地域を管轄する警察署(以下「行為地関連警察署」という。)の生
安課員

(イ) 人身安全対策課の職員(以下「人安課員」という。)

イ 警告の申出を受理する場合は、施行規則別記様式第1号の「警告申出書」に記入させるものとする。ただし、申出人から依頼があった場合は、受理した者が代書するものとする。

ウ 警告の申出を受理する場合において、当該警告を実施することができる署長又は道府県警察本部長(以下「署長等」という。)が複数存在するときは、人身安全対策課課長代理(ストーカー・DV対策担当)(以下「ストーカー・DV対策担当管理官」という。)に連絡するものとする。

エ 前ウの規定による連絡を受けたストーカー・DV対策担当管理官は、申出人の意思、安全確保、事後の調査・捜査の効率的遂行、法第3条違反行為をした者の特性等を踏まえ、申出人の保護に最も資する観点から、当該警告を行うべき署長等について調整を行うものとする。この場合において、当該警告に係る申出を、既に他の署長等が受理しているときも必要に応じて調整を行うものとする。

オ 前エの調整の結果、警告の申出を受けていない署長(道府県の署長を除く。)が当該申出に係る警告を実施することとなった場合は、当該申出を受けた署長は、別記様式第1号の「関係資料送付書」により、当該警告に係る警告申出書及び関係書類等を送付するものとする。

カ 前記エの調整の結果、警告の申出を受けていない道府県の警察署が警告を実施することとなった場合は、当該申出を受けた署長は、生活安全部長に報告した上で、前オに規定する資料を送付するものとする。

キ 前記エの調整の結果、道府県警察本部長又は道府県の署長が受理した事案について当庁の署長が警告を実施することとなった場合は、ストーカー・DV対策担当管理官は当該警告に係る資料等の送付を受けるとともに、生活安全部長に報告し、警告を実施する署長を決定し、当該資料を送付するものとする。この場合において、ストーカー・DV対策担当管理官が資料の送付を受けた時をもって警告の申出を受理したものとして扱うものとする。

(2) 警告の要件の確認

警告の申出を受理する場合は、つきまとい等を受けている者からの申出であることのほか、次に掲げる要件を確認した上、警告の申出を受理することが適当であるか否かを判断するものとする。

ア 法第3条違反行為があると認められること。

イ 法第3条違反行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められること。

(3) 調査等

ア 警告の申出を受理した生安課員は、申出人から当該警告の対象となる行為を行った者（以下単に「行為者」という。）の人定、申出人と行為者との関係、警告の要件、不安を覚えている状況等を詳細に聴取し、別記様式第2号の「事情聴取書」を作成するものとする。この場合において、当該事情聴取書は、申出人に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りのないことを確認した上、申出人に署名押印を求めるものとする。

イ 法第13条第1項の規定により報告を求める場合その他必要と認める場合は、行為者その他の関係者に対し、事情聴取書を作成し、これを供述者に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りのないことを確認した上、供述者に署名押印を求めるものとする。この場合において、供述者が署名押印を拒んだときは、当該事情聴取書にその旨を記載するものとする。

ウ 前ア及びイの場合において、供述者が事情聴取書の作成を拒んだとき、つきまとい等の現場において事情聴取書を作成するいとまがないとき、電話により事情聴取を行ったときその他事情聴取書を作成できないときは、別記様式第3号の「調査等報告書」を作成するものとする。

エ 前アからウまでの規定によるほか、警告の申出に関して必要な調査等を行った場合は、調査等報告書を作成するものとする。

オ 物件の提出及び管理

(ア) 前イからエまでの規定による調査等に当たり、物件（法第13条第1項の規定により提出を受ける資料を含む。以下同じ。）の提出を受けた場合は、請求の有無にかかわらず、別記様式第4号の「提出物件目録」を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。この場合において、提出を受けた物件については、適正に管理するものとする。

(イ) 提出を受けた物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思表示をした場合は、別記様式第5号の「所有権放棄書」の提出を求めるものとする。

(ウ) 提出を受けた物件を還付する場合は、別記様式第6号の「提出物件還付請書」と引換えに行うものとする。

カ 警告の申出を受理した場合は、警告申出書の写しに事情聴取書又は調査等報告書（以下「事情聴取書等」という。）の写しを添付して人身安全対策課長に通知するものとする。

2 警告の実施

(1) 警告のための事実の調査

ア 警告をしようとする場合は、警告の要件を事情聴取書、調査等報告書、提出物件目録、所有権放棄書、提出物件還付請書等により立証しておくものとする。

イ 必要により、当該警告を受ける者（以下「警告対象者」という。）から直接事情聴取を行い、事情聴取書等を作成するものとする。

(2) 警告の事前報告

警告の申出を受理した場合において、前1の(3)に規定する調査等の結果、法の規定による警告の要件に該当し、これを実施する必要があると認めたときは、別記様式第7号の「警告審査票」を速やかに作成し、人身安全対策課長に通知するものとする。ただし、警告対象者が申出人の氏名又は住所を知らない場合で、警視総監名で警告の実施をする必要があると認めたときは、生活安全部長に報告するものとする。

(3) 警告の実施

ア 警告は、生安課員又は人安課員が、施行規則別記様式第2号の「警告書」を警告対象者に直接交付して行うものとする。ただし、緊急を要し、警告書を交付するいとまがない場合は、口頭で行うことができる。

イ 口頭により警告を実施した場合は、実施後速やかに、口頭で警告を行った日付を記載した警告書を警告対象者に交付するものとする。

ウ 警告の実施に当たり、警告対象者が申出人の氏名又は住所を知らない場合には、警告書における申出人の通称名等の使用、警視総監名での警告の実施、申出人の住所地等に関連しない場所での警告の実施等申出人の情報が警告対象者に知られないよう特段の注意を払うものとする。

エ 警告を実施した際に、警告対象者に対し、警告に違反した場合は、聴聞を経て禁止命令等が執行されること又は聴聞を経ないで緊急的に禁止命令等が執行されることがある旨を説明するものとする。

オ 警告書を交付した場合は、別記様式第8号の「受領確認書」を徴するものとする。た

だし、警告対象者が受領確認書の作成を拒んだ場合は、その状況について調査等報告書に記載しておくものとする。

カ 警告を実施した生安課員又は人安課員は、実施した日時、場所、実施時の状況その他必要な事項を記載した調査等報告書を作成するものとする。

3 警告の実施後の措置

(1) 生活安全部長への報告

警告の実施後は、警告書の謄本その他必要な書類を添付した別記様式第9号の「警告実施報告書」により、生活安全部長に報告するものとする。

(2) 申出人に対する通知

ア 警告を実施した場合は、速やかに当該警告の内容及び日時を申出人に通知するものとする。

イ 前アの場合において、当該申出人から書面による通知の申立てがあったときには、施行規則別記様式第10号の「援助申出書」の提出を受けた上で別記様式第10号の「行政措置実施証明書」を、原則として直接手渡して交付するものとする。

(3) 申出人に対する定期的な連絡

警告の実施後は、定期的に申出人と連絡を取り、当該警告に係る事案の経過を確認するとともに、再発等が認められた場合には、速やかに、禁止命令等の上申又は事件化を検討し、必要により警告対象者に口頭警告を行う等の措置を講ずるものとする。

(4) 警告対象者に対する遵守状況の確認

警告対象者に対する遵守状況の確認を必ず行い、当該警告に違反した場合は、禁止命令等の上申を検討する等の確な措置を講ずるものとする。

4 警告を実施しなかった場合の措置

(1) 警告の申出を受理したものの、警告を実施しなかった場合は、申出人に警告を実施しなかった旨及びその理由を記載した施行規則別記様式第3号の「通知書」を直接交付して通知するものとする。

(2) 前(1)の通知書を交付する場合において、申出人の承諾又はやむを得ない事情があるときは、郵送により送達して通知することができる。

(3) 前(1)及び(2)の規定により通知書を交付する場合は、口頭により申出人に通知書の内容を説明し、警告を実施しなかったことに対し理解を得るよう努めるものとする。この場合において、郵送により通知したときは、電話等の方法により説明するものとする。

5 申出人の住所地移転に伴う措置

警告を実施した後に、申出人が道府県警察の警察署の管轄区域内に移転した場合は、人身安全対策課を経由し、生活安全相談処理簿の写しを、当該移転先の住所地を管轄する道府県警察本部長に送付し、当該事案を引き継ぐものとする。

第3 禁止命令等（法第5条関係）

1 禁止命令等の申出の受理

- (1) 禁止命令等の申出は、申出人から施行規則別記様式第4号の「禁止命令等申出書」により、申出人関連警察署、行為者関連警察署若しくは行為地関連警察署の生安課員又は人安課員が受理するものとする。
- (2) 前（1）の規定によるほか、禁止命令等の申出の受理については、前第2の1の（1）の規定を準用する。この場合において、「警告申出書」とあるのは、「禁止命令等申出書」と読み替えるものとする。
- (3) 道府県公安委員会が禁止命令等を執行すべき事案について、禁止命令等の申出があった場合でも、事情聴取を行う等、当該申出をした者の負担に配慮した適切な対応をとるものとする。

2 禁止命令等のための事実の調査

禁止命令等の上申をしようとする場合は、次により禁止命令等の要件を立証するものとする。

- (1) 当該禁止命令等の対象となった行為を行った事実を、申出人その他の関係者から聴取し、事情聴取書等を作成すること。
- (2) 前（1）の規定による事情聴取書等の作成及び物件の提出に係る手続については、前第2の1の（3）の規定を準用する。この場合において、「警告申出書」とあるのは、「禁止命令等申出書」と読み替えるものとする。
- (3) 必要により、当該禁止命令等の対象となった行為を行った者から直接事情聴取を行い、事情聴取書等を作成すること。
- (4) 前（1）から（3）までの規定によるほか、禁止命令等の要件を立証するための証拠の収集に努めること。

3 禁止命令等の上申

- (1) 禁止命令等の上申は、警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）別記様式第9の3の「禁止命令等上申書」に、別記様式第11号の「総括報告書」、事情聴取書その他審査認定上必要な書類を添付して生活安全部長に対して行うものとする。

- (2) 前(1)の規定にかかわらず、次に掲げる事案は、ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する東京都公安委員会の事務の警視総監等への委任に関する規則に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程(平成29年6月9日訓令甲第22号)第3条の規定により、警視総監の決裁を受けるものとする。

ア 当該処分によって後日行政訴訟又は審査請求がなされるおそれがあるもの

イ 新聞等の報道機関に取り上げられ、社会の関心の高いもの

ウ その都度警視総監の決裁を受けることが適当と認められるもの

4 禁止命令等の執行

- (1) 聴聞の結果、禁止命令等の行政処分の決定がなされた場合は、当該行政処分を受ける者(以下「禁止命令等対象者」という。)に対し、施行規則別記様式第8号の「禁止等命令書」を交付送達して執行するものとする。
- (2) 緊急を要するため、禁止等命令書を交付送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。この場合、事後速やかに禁止命令等対象者に禁止等命令書を交付送達するものとする。
- (3) 禁止命令等の執行に当たり、禁止命令等対象者が申出人の氏名又は住所を知らない場合には、禁止等命令書における申出人の通称名等の使用、申出人の住所地等に関連しない場所での処分の執行等申出人の情報が禁止命令等対象者に知られないよう特段の注意を払うものとする。
- (4) 禁止命令等を執行した場合には、受領確認書を徴するものとする。ただし、禁止命令等対象者が受領確認書の作成を拒んだ場合は、その状況について調査等報告書に記載しておくものとする。
- (5) 禁止命令等を執行した場合は、禁止命令等対象者に対し、禁止命令等に違反した場合は罰則が設けられている旨を説明するものとする。

5 禁止命令等の執行後の措置

- (1) 公安委員会への報告

人身安全対策課長は、禁止命令等の執行状況について、東京都公安委員会(以下「公安委員会」という。)に報告するものとする。

- (2) 申出人に対する通知

禁止命令等を実施した場合の申出人に対する通知については、前記第2の3の(2)の規定を準用する。

- (3) 申出人に対する定期的な連絡

定期的に申出人と連絡を取り、禁止命令等の執行後の状況を確認するとともに、必要により的確な措置を講ずるものとする。

(4) 禁止命令等対象者に対する遵守状況の確認

禁止命令等対象者に対する遵守状況の確認を必ず行い、当該禁止命令等に違反した場合は罰則の適用を検討するなど、的確な措置を講ずるものとする。

6 禁止命令等を執行しなかった場合の措置

禁止命令等の申出を受理したものの、禁止命令等を執行しなかった場合の申出人に対する通知については、前記第2の4の規定を準用する。この場合において、「施行規則別記様式第3号の「通知書」とあるのは、「施行規則別記様式第5号の「通知書」と読み替えるものとする。

7 申出人の住所地移転に伴う措置

禁止命令等申出書を受理したものの、当該禁止命令等に係る事案に関する聴聞を終了する前に申出人が道府県警察の管轄区域内に移転し、当庁の管轄区域内に行為者関連警察署又は行為地関連警察署がなく、禁止命令等を執行することができなくなった場合は、当該禁止命令等に係る禁止命令等申出書その他関係書類を添付した関係資料送付書により人身安全対策課を経由して、移転先の住所地を管轄する道府県警察本部長に当該事案を引き継ぐものとする。ただし、移転するまでに当該聴聞を終了している場合は、引継ぎを要しない。

第4 緊急時の禁止命令等（法第5条第3項）

1 緊急時の禁止命令等の要件

(1) 緊急性の判断

緊急性については、行為の態様、頻度及び期間、法第3条違反行為の相手方の心理状態等を総合的かつ慎重に判断して行うものとする。

(2) 緊急時の禁止命令等の申出の受理

緊急時の禁止命令等については、原則として、申出人の申出により発出することに留意し、当該申出の受理については、前第3の1の規定を準用する。

2 緊急時の禁止命令等の報告

緊急時の禁止命令等の執行の必要性を認めた場合は、生活安全部長に速報するものとする。

3 緊急時の禁止命令等の執行

(1) 緊急時の禁止命令等の執行を受ける者（以下「緊急禁止命令等対象者」という。）に対し、禁止等命令書を交付送達して執行するものとする。

(2) 緊急を要するため、禁止等命令書を交付送達するいとまがないときは、口頭ですること

ができる。この場合、事後速やかに緊急禁止命令等対象者に禁止等命令書を交付送達するものとする。

- (3) 緊急時の禁止命令等の執行に当たり、緊急禁止命令等対象者が申出人の氏名又は住所を知らない場合には、禁止等命令書における申出人の通称名等の使用、警視総監名での緊急時の禁止命令等の執行、申出人の住所地等に関連しない場所での緊急時の禁止命令等の執行等申出人の情報が緊急禁止命令等対象者に知られないよう特段の注意を払うものとする。
- (4) 前（１）から（３）までの規定によるほか、緊急時の禁止命令等の執行については、前第３の４の（４）及び（５）の規定を準用する。

４ 緊急時の禁止命令等の執行後の措置

- (1) 意見の聴取

意見の聴取は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３章第２節（第２８条を除く。）の規定を準用するほか、意見の聴取規則に従って行うこととし、意見の聴取実施後は、生活安全部長に報告するものとする。

- (2) 公安委員会への報告

緊急時の禁止命令等を執行した場合は、意見の聴取の実施後、公安委員会へ報告するものとする。この場合においては、前第３の５の（１）の規定を準用する。

- (3) 申出人に対する通知

緊急時の禁止命令等を執行した場合の通知については、前記第２の３の（２）の規定を準用する。

- (4) 申出人に対する定期的な連絡

申出人に対する定期的な連絡については、前第３の５の（３）の規定を準用する。

- (5) 緊急禁止命令等対象者に対する遵守状況の確認

緊急禁止命令等対象者に対する遵守状況の確認については、前第３の５の（４）の規定を準用する。

- (6) 緊急時の禁止命令等を実施しなかった場合の措置

緊急時の禁止命令等を実施しなかった場合の措置については、前第３の６の規定を準用する。

第５ 禁止命令等の有効期間の延長処分（法第５条第８項から第１０項まで）

- １ 禁止命令等の有効期間の延長処分を行う主体

禁止命令等の有効期間の延長処分を行うことができる主体については、当該延長処分に係

る禁止命令等を発出した都道府県公安委員会となる。

2 禁止命令等の有効期間の延長処分の申出の受理

- (1) 禁止命令等の有効期間の延長処分の申出の受理は、申出人から施行規則別記様式第6号の「禁止命令等有効期間延長処分申出書」により、申出人関連警察署、行為者関連警察署若しくは行為地関連警察署の生安課員又は人安課員が行うものとする。
- (2) 前(1)の禁止命令等の有効期間の延長処分の申出を受理する場合において、公安委員会による禁止命令等の執行後、当該禁止命令等に係る申出人が道府県に転居したときでも、申出を受理するものとする。
- (3) 前記(1)の場合において、当該延長の処分を上申することができる署長が複数存在するときは、申出人の保護対策、事案の取扱状況、申出人の希望等を踏まえ、ストーカー・DV対策担当管理官が調整を行った上で、適当な署長が受理するものとする。
- (4) 道府県公安委員会が禁止命令等の有効期間の延長処分を執行すべき事案であっても、禁止命令等の有効期間の延長処分の申出があった場合には、援助の申出を受理した上で事情聴取を行う等当該申出をした者の負担に配慮した適切な対応をとるものとする。
- (5) 禁止命令等の有効期間の延長の申出を受理した場合の手続については、前記第3の2の規定を準用する。

3 禁止命令等の有効期間の延長処分の上申

禁止命令等の有効期間の延長処分の上申については、前記第3の3の規定を準用する。

4 禁止命令等の有効期間の延長処分の執行

- (1) 聴聞の結果、禁止命令等の有効期間の延長処分の行政処分の決定がなされた場合は、当該行政処分を受ける者（以下「有効期間延長対象者」という。）に対し、施行規則別記様式第9号の「禁止命令等有効期間延長処分書」を交付送達して執行するものとする。
- (2) 緊急を要するため、禁止命令等有効期間延長処分書を交付送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。この場合、事後速やかに有効期間延長対象者に禁止命令等有効期間延長処分書を交付送達するものとする。
- (3) 前(1)及び(2)の規定によるほか、禁止命令等の有効期間の延長処分の執行については、前記第3の4の(3)から(5)までの規定を準用する。

5 禁止命令等の有効期間の延長処分の執行後の措置

- (1) 公安委員会への報告
公安委員会への報告については、前記第3の5の(1)の規定を準用する。
- (2) 申出人に対する通知

禁止命令等の有効期間の延長の処分を執行した場合の通知については、前記第2の3の(2)の規定を準用する。

(3) 申出人に対する定期的な連絡

申出人に対する定期的な連絡については、前記第3の5の(3)の規定を準用する。

(4) 有効期間延長対象者に対する遵守状況の確認

有効期間延長対象者に対する遵守状況の確認については、前記第3の5の(4)の規定を準用する。

(5) 禁止命令等の有効期間の延長処分を執行しなかった場合の措置

禁止命令等の有効期間の延長処分の申出を受理したものの、当該延長処分を執行しなかった場合の申出人に対する通知については、前記第2の4の規定を準用する。この場合において、「施行規則別記様式第3号の「通知書」とあるのは、「施行規則別記様式第7号の「通知書」と読み替えるものとする。

第6 公示送達

人身安全対策課長は、法第5条第12項の規定に基づく公示送達を行おうとする場合は、公安委員会に上申するものとする。

第7 報告徴収又は資料提出の要求（法第13条関係）

法第13条の規定による報告又は資料提出の要求については、警告、禁止命令等又は禁止命令等の有効期間の延長処分をするために、必要な限度において行うものとする。

第8 援助の措置

1 援助の申出の受理等

(1) 援助の申出の受理

ア 援助の申出については、生安課員又は人安課員が受理するものとする。

イ 援助の申出については、申し出た者の住所地を問わず、受理することができる。この場合において、警告の申出を受理した他の署長又は援助の申出をした者の住所地を管轄する他の署長が援助を行うことが適当と認められるときは、当該援助の申出をした者にその旨を説明し、当該他の署長に引き継ぐものとする。

(2) 援助の要件の確認

援助の申出を受理する場合は、次に掲げる援助の要件を確認した上、援助の申出を受理するものとする。

ア ストーカー行為等があると認められること。

イ ストーカー行為等を受けている者からの申出であること。

ウ ストーカー行為等に係る被害を自ら防止しようとする意思があること。

(3) 援助申出書の作成

援助の申出を受理する場合は、援助申出書に記入させるものとする。ただし、援助の申出をする者から依頼があった場合は、援助の申出を受理する者が代書するものとする。この場合において、別記様式第12号の「援助申出書受理簿（ストーカー）」を作成し、援助の申出の受理状況について適正に管理するものとする。

2 援助の措置

援助の措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出に係るストーカー行為等をした者に対し、当該申出をした者が当該ストーカー行為等に係る被害を防止するための交渉（以下「被害防止交渉」という。）を円滑に行うために必要な事項を連絡すること。
- (2) 申出に係るストーカー行為等をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること。
- (3) 被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること。
- (4) ストーカー行為等に係る被害の防止に関する活動を行っている民間の団体その他の組織がある場合にあっては、当該組織を紹介すること。
- (5) 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること。
- (6) 防犯ブザーその他ストーカー行為等に係る被害の防止に資する物品の教示又は貸出しをすること。
- (7) 申出に係るストーカー行為等について警告、禁止命令等又は禁止命令等の有効期間の延長処分を実施したことを明らかにする書面を交付すること。
- (8) その他申出に係るストーカー行為等に係る被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと。

3 援助の措置に当たっての留意事項

援助の措置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 必要に応じて、援助の申出をした者の自宅周辺のパトロールの強化等の措置にも配慮すること。
- (2) 援助の申出をした者に対するカウンセリングの実施、民事訴訟の提起等が円滑に行われるように、関係機関等と緊密な連携にも配慮すること。

4 援助の措置の実施報告

毎月の援助の措置について、実施の有無にかかわらず、別記様式第13号の「援助措置実

施状況報告（ストーカー）」により、翌月５日までに生活安全部長（人身安全対策課ストーカー・DV規制係経由）に報告するものとする。

第9 保護対策

- 1 署長は、相談者等に対する危害の発生その他の被害が発生する蓋然性が高いと認める場合は、保護対策を的確に講ずるものとする。
- 2 保護対策（前記第1の3に規定する初動措置としての保護対策を除く。）については、原則として、相談者の住所地又は居所を管轄する警察署（以下「相談者関連警察署」という。）が行うものとする。ただし、相談者関連警察署以外に相談者等の勤務地等、保護対策が必要な関係地がある場合は、関係地を管轄する警察署と相談内容の共有を図った上、事態対処チームが、相談者の保護対策等に最も適する警察署を選定し、及び調整し、保護対策を実施するものとする。
- 3 相談者等の安全を確保するため、早期の事件化を図るほか、警察の介入を相手方にいち早く知らせるための迅速な口頭警告等、必要な措置をとるとともに、公費負担による宿泊制度を活用する等状況に応じた措置を講ずるものとする。
- 4 相談者等が相手方と接触する可能性がある場所を可能な限り詳細に聴取して、当該場所についても立ち回り先等として確実に把握した上で、相談者に対して、自主的な防衛策を含めた具体的な防犯指導、必要なパトロール等を実施し、相談者の安全確保に向け確実な保護対策を講ずるものとする。
- 5 署長は、組織的な相談対応を行うとともに、同種の相談事案への活用を図るために、相談受理時における相談内容、人定事項、処理経過等に加え、処理の過程で判明した相手方の人定事項についても、生活安全システムに確実に登録するものとする。
- 6 保護対策の実施経過及び解除、検挙月日並びに身柄措置については、生活安全システムに登録するとともに、事案対応を通じて知り得た被害者等の情報については、秘密の保持を徹底するものとする。

別記様式第 1 号

その 1

関 係 資 料 送 付 書

年 月 日

殿

印

次の関係者に係るストーカー事案等の関係資料を、別添目録のとおり送付します。

ストーカー 行為等の相 手方	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	☐ 移転あり（移転日： 年 月 日） ☐ 移転なし 電話（ ） — 番
	居 所	☐ 移転あり（移転日： 年 月 日） ☐ 移転なし 電話（ ） — 番
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
ストーカー 行為等をし た者	ふりがな	
	氏 名	
	住 所 等	☐ 移転あり（移転日： 年 月 日） ☐ 移転なし 電話（ ） — 番
生年月日	年 日 日生（ 歳）	
行 政 措 置 の 実 施 の 有 無		☐ 有 ☐ 無 有の場合 （ ） 番号：第 号 実 施 日 時： 年 月 日 時 分
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

その 2

[illegible]

記載要領

- 1 被害者又は加害者が住所又は居所を移転した場合においては、「住所」、「居所」又は「住所等」の欄に、移転後の住所又は居所を記載すること。
- 2 所定の記載欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 該当する□にレ印を付けること。
- 4 書類目録中の「備考」欄には、書類が写しである場合におけるその旨、書類の作成者の所属が報告書の所属と異なる場合における当該作成者の所属名、事情聴取書等に係る供述者の氏名等を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

その1

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

その2

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

その 3

[illegible]

記載要領

- 1 該当する□にレ印をつけること。
- 2 必要に応じて資料の写し等を添付すること。
- 3 初回聴取時の供述内容の記載に当たっては、供述人と相手の関係、相手の住所・氏名等、相手を知った経緯（面識があればその交際の程度及び期間）、相手との現在の関係、相手方が供述者に対して抱いている現在の感情、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の内容、最近のつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の状況、現在の心境（感じている不安等）等を記載すること。
- 4 供述内容記載欄の末尾には、「以上のとおり、間違いありません。」旨の記載及び供述人の署名押印を求めること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

その1

年 月 日

所属

官職

氏名

行った調査等
の内容

みだしの件につき、本職が調査等を行った結果は次のとおりであったので、報告する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

その2

This image shows a full page of primary-ruled paper. It features multiple sets of horizontal dashed lines spaced evenly down the page, designed for handwriting practice. The lines are light gray and extend across the entire width of the page. There are no margins, text, or other markings present.

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

その3

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school handwriting practice paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

記載要領

所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

提出物件目録

年 月 日

所属
官職

氏名

印

提出者	氏 名			
		電話 () ー 番		
	住 所			
	居 所			
提出を受けた年月日		年 月 日		
目 録				
番号	標 目	数量	所有者の氏名及び住所	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

所属

官職 氏名

警 告 審 査 票

申出受理 年 月 日	年 月 日	調査の経過及び結果	
警告申出書 受理番号	第 号	感情種別	☐ 好意の感情 ☐ 好意の感情が満たされなかった怨恨の感情
申 出 人		行為・感情の認定	(1) 申出人と行為者の関係 ☐ 夫婦（内縁を含む。） ☐ 元夫婦（内縁を含む。） ☐ 交際相手 ☐ 元交際相手 ☐ その他（ ） ☐ 面識無 (2) 提出物件 ☐ 記録、手紙、メモ、メール、SNSメッセージ等の書面又は文言 ☐ 留守番電話等の録音機能を有する機器に録音された音声 ☐ 写真、ビデオ等の画像・映像 ☐ その他（ ） (3) 各種調査 ☐ 行為者の自認 ☐ 申出人（家族を含む。）、関係者、目撃者等の第三者による証言 ☐ 電話番号、車両の契約者等の照会 ☐ その他（ ）
住 所			
居 所			
ふりがな 氏 名			
生年月日等	(年 月 日生 歳)		
違 反 行 為 者		被害者の不安感情	☐ 身体の安全に係る侵害 ☐ 名誉に係る侵害 ☐ 住居等の平穏に係る侵害 ☐ 行動の自由に係る侵害
住 所 等		更に反復して当該行為をするおそれ等	(1) つきまとい等の回数 ☐ つきまとい等が2回以上行われている。 (2) 行為者の言動 ☐ 復縁要求・交際継続要求 ☐ その他（ ） (3) 行為者に係る過去の警告、禁止命令等、犯罪歴等 ☐ 有（ ） ☐ 無 (4) 申出人の住所等の既知 ☐ 有（ ） ☐ 無 (5) 口頭警告の有無 ☐ 有（現在の状況： ） ☐ 無 (6) 危険性等の判断 ☐ 被害者等への生命・身体に対する危害行動 ☐ 被害者へ物理的に接近しようとする行為 ☐ 居所が不定又は所在不明 ☐ 過去の犯罪や110番での臨場等での取扱い ☐ その他（ ）
ふりがな 氏 名			
生年月日等	(年 月 日生 歳)		
違 反 行 為			
日 時			
違反行為	ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条 第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 ☐ 第6号 ☐ 第7号 ☐ 第8号 第3項 ☐ 第1号 ☐ 第2号	取扱中の法令違反	警察署 課取 主罪名（ ） ☐ 捜査中 ☐ 送致（処分結果： ）
概 要	別添警告書（案）中、警告をする理由のとおり	警告の主体	☐ 申出人の住所又は居所の所在地を管轄 ☐ 行為者の住所等の所在地を管轄 ☐ 当該行為の行われた地
警告の内容			
別添警告書（案）中、警告の内容のとおり			
		☐ 上記は、申出人の保護に最も資する。	

受 領 確 認 書

殿

私は、 年 月 日、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に

警 告 書
禁 止 等 命 令 書
基づく 禁止命令等有効期間延長処分書 を受領しました。
()

住所等

氏名

記載要領

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 「住所等」の記載に当たっては、住所（国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。

第 号

年 月 日

3 年 保 存

年 3 月 3 1 日 まで

警 告 実 施 報 告 書

生 活 安 全 部 長 殿

警 察 署 長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定により、警告の実施について次のとおり報告します。

警 告 書 の 番 号	第 号		
警告を実施した日時	年 月 日 時 分		
警 告 を 受 け た 者	住 所 等		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
警 告 の 申 出 を し た 者	住 所		
	居 所		
	氏 名		
警告の申出があった日	年 月 日		
警 告 の 内 容	別添、警告書（謄本）のとおりに		
警 告 を し た 理 由	別添、警告書（謄本）のとおりに		
その他参考となるべき事項	別添、調査等報告書（謄本）のとおりに		
取 扱 者	所属	官職	氏名

- 記載要領
- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 警告申出書、警告書（謄本）その他必要な書類を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 号

行政措置実施証明書

年 月 日

殿

印

第4条第1項の規定による警告
 第5条第1項の規定による禁止命令等
 第5条第3項の規定による禁止命令等
 第5条第9項の規定による禁止命令等有効期間延長処分

下記のとおり、ストーカー行為等の規制等に関する法律

を実施したことを証明します。

記

警告書番号	第 号		
禁止等命令書番号	第 号		
禁止命令等有効期間延長処分書番号			
行政措置を実施した日時	年 月 日 時 分		
行政措置に係る申出をした者	住所等		
	氏 名		
申出があった日	年 月 日		
行政措置の内容			
備考			

記載要領

不要の文字は横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 1 1 号

その 1

総 括 報 告 書

年 月 日

生 活 安 全 部 長 殿

所属
官職

氏名

⑩

記

所要の調査等を行った結果、（ ）をする必要があると認められるので、報告する。

申 出 人	申出受理年月日		年 月 日	申出受理番号	第 号	
	申 出 人	住 所				
		居 所				
		ふりがな 氏 名				☐ 特定の者 ☐ 特定の者以外の者
		生年月日等	年 月 日生（ 歳）			
	申出に係る 行為の態様	ストーカー行為等の規制等に関する法律第 2 条 第 1 項 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号 ☐ 第 4 号 ☐ 第 5 号 ☐ 第 6 号 ☐ 第 7 号 ☐ 第 8 号 第 3 項 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号				
違 反 行 為 者	住 所 等					
	ふ り が な 氏 名					
	生年月日等		年 月 日生（ 歳）			
違 反 行 為	日 時					
	違 反 行 為		ストーカー行為等の規制等に関する法律第 2 条 第 1 項 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号 ☐ 第 4 号 ☐ 第 5 号 ☐ 第 6 号 ☐ 第 7 号 ☐ 第 8 号 第 3 項 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号			
	概 要		別添のとおり。			
(内 容)		別添のとおり。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

その2

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

その3

書 類 目 録

[illegible]

記載要領

- 1 禁止等命令書（案）又は禁止命令等有効期間延長処分書（案）を添付すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 該当する□にレ印を付けること。
- 4 書類目録中の「備考」欄には、書類が写しである場合におけるその旨、書類の作成者の所属が報告者の所属と異なる場合における当該作成者の所属名、事情聴取書等に係る供述者の氏名等を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

3	年	保	存
	年	月	日まで

援 助 申 出 書 受 理 簿 （ ス ト ー カ ー ）

年

受理番号	受理月日	申出者氏名	相手方氏名	援 助 内 容
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9
	月 日			1・2・3・4・5・6・7・8・9

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

月分

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。